

# 令和 4 年第 2 回神奈川県議会定例会議案

(予 算)



目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 43 号議案	令和4年度神奈川県一般会計補正予算（第1号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 債務負担行為追加	5
定県第 44 号議案	同 年度神奈川県 県営住宅事業会計補正予算（第1号）	7



## 令和4年度神奈川県一般会計補正予算（第1号）

令和4年度神奈川県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251億6,756万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆3,700億2,656万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為追加」による。

令和4年6月14日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国庫支出金		千円 423,969,446	千円 24,458,790	千円 448,428,236
	2 国庫補助金	356,362,703	24,458,790	380,821,493
11 繰入金		144,512,613	708,749	145,221,362
	2 基金繰入金	143,161,994	708,749	143,870,743
13 諸収入		24,678,485	24	24,678,509
	9 立替収入	836,122	24	836,146
歳入合計		2,344,859,000	25,167,563	2,370,026,563

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		376,845,969 <sup>千円</sup>	22,560 <sup>千円</sup>	376,868,529 <sup>千円</sup>
	9 国際文化観光費	6,442,787	7,560	6,450,347
	11 青少年費	922,149	15,000	937,149
3 環 境 費		11,192,711	20,431	11,213,142
	1 環境管理費	8,096,577	20,431	8,117,008
4 民 生 費		341,618,421	10,945,629	352,564,050
	1 社会福祉費	17,042,598	217,948	17,260,546
	2 障害福祉費	78,154,156	26,362	78,180,518
	3 老人福祉費	135,449,058	650,650	136,099,708
	4 生活保護費	8,785,143	9,493,723	18,278,866
	5 児童福祉費	102,187,466	556,946	102,744,412
5 衛 生 費		483,633,437	3,013,636	486,647,073
	1 公衆衛生費	292,231,847	2,093,814	294,325,661
	2 環境衛生費	1,632,903	739,822	2,372,725
	4 医薬費	174,986,377	180,000	175,166,377
7 農 林 水 産 業 費		15,979,861	1,872,941	17,852,802
	1 農業費	1,440,685	291,909	1,732,594
	2 畜産業費	419,806	916,341	1,336,147
	3 農地費	2,351,223	379	2,351,602
	4 林業費	9,342,667	13,375	9,356,042
	5 水産業費	2,425,480	650,937	3,076,417
8 商 工 費		36,125,834	8,928,601	45,054,435
	1 商工総務費	18,862,386	7,999,379	26,861,765

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 商工金融費	12,324,201 <sup>千円</sup>	929,222 <sup>千円</sup>	13,253,423 <sup>千円</sup>
9 土木費		107,172,779	351,054	107,523,833
	6 都市行政費	4,730,615	351,054	5,081,669
11 教育費		401,443,062	12,711	401,455,773
	7 保健体育費	518,799	12,711	531,510
歳出合計		2,344,859,000	25,167,563	2,370,026,563



第 2 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
大船フラワーセンター指定管理費	令和4年度から 令和9年度まで	千円 533,776
津久井やまゆり園指定管理費	令和4年度から 令和9年度まで	1,535,770
芹が谷やまゆり園指定管理費	令和4年度から 令和9年度まで	1,614,000
三浦しらとり園指定管理費	令和4年度から 令和9年度まで	2,408,690
津久井警察署新築工事費	令和4年度から 令和5年度まで	695,245
民間活力導入型交番新築工事費	令和4年度から 令和54年度まで	460,345



## 令和4年度神奈川県県営住宅事業会計 補正予算（第1号）

令和4年度神奈川県県営住宅事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,528万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億1,347万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債変更」による。

令和4年6月14日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		千円 24,778,194	千円 235,285	千円 25,013,479
	4 国庫支出金	3,350,526	7,788	3,358,314
	6 繰入金	4,878,123	212,497	5,090,620
	9 県債	5,159,000	15,000	5,174,000
歳 入 合 計		24,778,194	235,285	25,013,479

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		千円 24,778,194	千円 235,285	千円 25,013,479
	1 住宅費	17,022,747	235,285	17,258,032
歳 出 合 計		24,778,194	235,285	25,013,479

第 2 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 県営住宅整備事業費	千円 5,159,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和4年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率見直 し方で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 繰入金又 はその他	千円 5,174,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和4年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率見直 し方で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 繰入金又 はその他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		